

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和4年5月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100192号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2200005号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成23年12月25日は20万7,000円、平成24年7月25日は21万2,000円、同年12月25日は21万2,000円、平成25年7月25日は21万7,000円、同年12月25日は21万3,000円、平成26年7月25日は22万2,000円、同年12月25日は22万2,000円、平成29年12月25日は17万円に訂正することが必要である。

平成23年12月25日、平成24年7月25日、同年12月25日、平成25年7月25日、同年12月25日、平成26年7月25日、同年12月25日及び平成29年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年12月25日、平成24年7月25日、同年12月25日、平成25年7月25日、同年12月25日、平成26年7月25日、同年12月25日及び平成29年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成25年12月25日の標準賞与額を21万7,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月25日の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月25日
② 平成20年7月25日
③ 平成20年12月25日
④ 平成22年7月25日

- ⑤ 平成 23 年 12 月 25 日
- ⑥ 平成 24 年 7 月 25 日
- ⑦ 平成 24 年 12 月 25 日
- ⑧ 平成 25 年 7 月 25 日
- ⑨ 平成 25 年 12 月 25 日
- ⑩ 平成 26 年 7 月 25 日
- ⑪ 平成 26 年 12 月 25 日
- ⑫ 平成 29 年 12 月 25 日

私は、請求期間にA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を賞与から控除されていたので、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間⑤から⑫までについて、請求者から提出された賞与支払明細書（以下「賞与支払明細書」という。）によると、請求者は、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間⑤から⑫までの賞与支払年月日については、事業主の陳述から、請求期間⑤は平成 23 年 12 月 25 日、請求期間⑥は平成 24 年 7 月 25 日、請求期間⑦は同年 12 月 25 日、請求期間⑧は平成 25 年 7 月 25 日、請求期間⑨は同年 12 月 25 日、請求期間⑩は平成 26 年 7 月 25 日、請求期間⑪は同年 12 月 25 日、請求期間⑫は平成 29 年 12 月 25 日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑤から⑫までの標準賞与額については、賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 23 年 12 月 25 日は 20 万 7,000 円、平成 24 年 7 月 25 日は 21 万 2,000 円、同年 12 月 25 日は 21 万 2,000 円、平成 25 年 7 月 25 日は 21 万 7,000 円、同年 12 月 25 日は 21 万 3,000 円、平成 26 年 7 月 25 日は 22 万 2,000 円、同年 12 月 25 日は 22 万 2,000 円、平成 29 年 12 月 25 日は 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成 23 年 12 月 25 日、平成 24 年 7 月 25 日、同年 12 月 25 日、平成 25 年 7 月 25 日、同年 12 月 25 日、平成 26 年 7 月 25 日、同年 12 月 25 日及び平成 29 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間⑨について、賞与支払明細書によると、賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の訂正後の標準賞与額より高額であることが認められる。

したがって、平成25年12月25日の標準賞与額については、賞与支払明細書により確認できる賞与額から、21万7,000円とすることが必要である。

なお、平成25年12月25日の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間①から④までについて、請求者は、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料を所持していない上、事業主は、請求期間に係る賃金台帳等の資料を所持していない旨回答している。

また、B信用金庫の担当者は、預金取引明細の提供可能期間は過去10年分である旨陳述していることから、請求期間①から④までの賞与額及び厚生年金保険料控除額は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。